

パンフレット第3弾



SKサポートでは、高齢者支援用パンフレットの第3弾として、
家族による 家族のための 「家族信託」を作成しました。

当該パンフレットには

- 一般的な「家族信託」の仕組みの説明
- 今までSKサポートが地域の皆様からの依頼による各種相談において、「家族信託」を行うことによって問題が解決した事案の中で、よくあると思われる4つの事例
- 「家族信託」以外にSKサポートが高齢者の方のための相談業務として対応している下記業務の説明
 - ・法定後見
 - ・任意後見
 - ・公正証書遺言
 - ・死後事務委任

等をわかりやすく掲載しておりますのでご活用ください。



SKサポートでは、4月7日の緊急事態宣言の発令以前から、施設からの要請により、高齢者施設等に入所している方につきましては訪問自粛を行ってまいりました。その間はご本人宛に手紙を書いたり、入所されている施設等に電話を掛けてご本人の状況を把握していましたが、6月19日の国内移動全面解除以降は、施設等の対応も次第に緩和され、現在では施設等に訪問日時のご了解を得て面会できるようになりました。

また、ご自宅の方につきましては、介護事業者のヘルパーさんに日常の対応をさせていただいておりますが、SKサポートでも今まで通り月に1回の訪問を実施しており、その際は、マスクの常時着用はもとより消毒液を携行し、現地での除菌対応を行う等、可能な限りの感染防止を行っております。

一口情報

介護サービスを受けるまでの流れ(認定から開始まで)

<前号 (Vol.20) からの続きです>

④認定

- ・市区町村から原則として申請から30日以内に申請者に結果が通知されます。
- ・認定は「要支援1・2」「要介護1・2・3・4・5」と「非該当」に分類されます。
- ・認定の有効期間

◇新規、変更申請……原則6カ月（状態に応じて3～12カ月まで設定）

◇更新申請……原則12カ月（状態に応じて3～36カ月まで設定）

- ・認定の更新申請は有効期間満了までに行います。（経過すると更新申請不可）
- ・身体状態が変化した場合は、有効期間中でも要介護認定の変更ができます。

⑤介護(介護予防)サービス計画書の作成

- ・「要支援1・2」の介護予防サービス計画書の作成は、居住する市区町村の地域包括支援センターに相談することになりますが、作成の依頼も可能です。
- ・「要介護1・2・3・4・5」の介護サービス計画書の作成は、ケアマネージャーがいる居宅介護支援事業者に依頼します。

⑥介護サービス利用の開始

- ・介護サービス計画に基づいた様々なサービスが利用できます。

業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数 (各月末)		2020年 6月	2020年 3月
法定後見受任		32	32
類 型	後見	23	23
	保佐	5	5
	補助	4	4
任意後見契約(後見人指定)		62	60
	委任業務	4	4
	任意後見業務	0	0
任意後見契約書作成取次ぎ		76	62

累計件数 (各月末)	2020年 6月	2020年 3月
遺言執行者指定	163	152
遺言執行終了	13	13
死後事務委任契約	19	18
死後事務終了	8	7
家族信託契約書作成取次ぎ	86	67

(補正後の計数を使用)